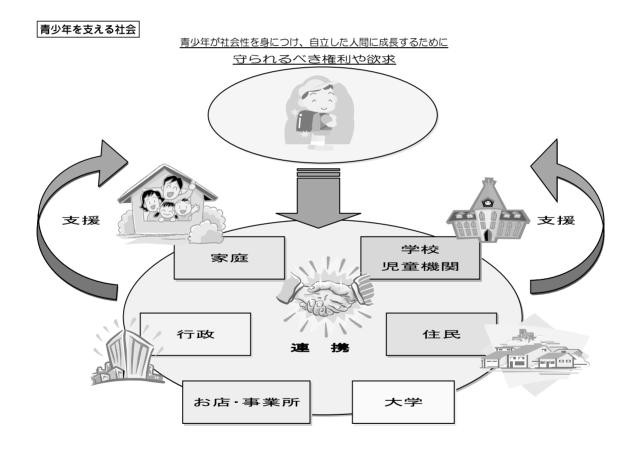
(3) 具体的行動にあたっての意識

青少年の育成ビジョンを目指すのは、社会における一人ひとりです。

青少年が「社会性を身につけ、自立した人間に成長」するためには、守られるべき「権利」や青少年自身の「欲求」があります。それに対し、家庭、学校、児童機関、住民、お店、事業所、大学、そして行政が連携し、「支援(バックアップ)」していることを表したものが、下記イメージ図です。青少年に対しては、社会、つまりこれだけ多くの機関や人々が青少年一人ひとりをサポートし、支援する体制となっていることを理解してほしいと考えています。



推進項目のもとで事業を実施するには、各方面からの取り組みが必要となり、特に家庭・ 学校・地域では、次のような意識での行動が望まれます。また、行政の立場は、直接的行動に加え、それぞれをサポートする立場として「行政のサポート」において後述します。 ここまでの目標、項目を形だけの目標とせず、定着するまで徹底して行い、少しでもビ

ジョンに近づけるよう行動しなければなりません。

◇ 心と体の「基礎」となる家庭



核家族が多く見られる現代社会において、青少年の健全育成の基礎を家庭のみに押し付けることは難しいことでしょう。しかし、青少年の「心」と「体」の基礎となるのは、やはり家庭です。青少年の健全育成において、家庭が果たすべき役割は大きく、また、子どもの成長に対する責任も大きいことは否めません。子どもを、社会性を備えた自立した人間として社会に送り出す意識を、家庭はしっかりと自覚し、また、家庭をサポートす

る社会とのつながりも大切にしてほしいと考えています。



◇ 心と体と学を「成長」させる**学校・児童機関**



青少年が一日の活動時間の多くを過ごす場所、保育園や 幼稚園、小・中学校、高等学校等や、児童館や育成室などは、 さまざまな出会いや体験を通して、青少年の豊かな心や確 かな学力、体力を培い、自分の可能性を広げて成長してい く場所です。その中で、学校が、青少年にとって充実感や 達成感を存分に味わえる場所であってほしいと思います。

青少年は、社会の変化とともに変わってきています。例えば、コンピュータの操作能力などは格段に高いけれど、人やものに実際にかかわることが不得意であったり、**自**立や**自律**の心が十分に育っていないとの指摘もあります。

また、現在の学校には、対応を迫られている以下のような問題があります。例えば、いじめ・不登校・校内暴力などの問題。受験体制に伴う問題。義務教育後の高校生や大学生も含めて、人生を前向きに生きるための目標が持てていない傾向もあります。これが、青少年の学習意欲や勤労意欲などに反映していることもあります。さらに、家庭だけでは、子どもの躾を十分におこなうことが難しくなっている現状もあります。



これらの課題を解決していくためには、学校が、教育内容や指導方法を一層工夫することはもちろんですが、さらに積極的に開かれた学校づくりに努め、学校・家庭・地域が協力・協働して社会全体で青少年を育てていくことが重要です。

◇ 青少年・家庭・学校を「見守る」 住民



家庭内に青少年がいない場合、青少年とふれあいを持つ機会は、自ら設定しない限り、なかなかないことかもしれません。その間に青少年とおとなのギャップが生まれてきます。しかし、視点で述べたとおり、地域にすむ一人ひとりのおとな全員が、青少年に影響を与えていると言っても過言ではないでしょう。

「知らない人に声をかけられても、ついていってはいけない」という子どもたちへの注意があります。地域の人も不審者だと思われるのでは、と声がけをできない人

もいると思います。しかし、毎日のようにあいさつをしてくれる地域の人は、子どもたちにとって、はじめは「知らない人」でも、不審者でないことは、すぐにわかります。不幸にして家庭・学校に居場所が見つけられない子どもでも、日ごろから地域の人とつきあい

があれば、道をふみはずさない例もあります。地域で子どもを 育てる意識が芽生えれば、たとえ子どもが騒いだり、大切なも のを壊してしまって自らが迷惑を被った場合でも、ただ子ども を目の敵にするのではなく、また、その子の保護者に文句を言 うだけでなく、ひとりの地域のおとなとしてできるアプローチ が、変わってくるのではないでしょうか。次代を担う青少年の ために、家庭や学校に協力しアドバイスをするなど、地域での 青少年育成には、まだまだ可能性が秘められています。



◇ 「先輩社会人」としての**お店・事業所**



青少年を社会全体で育てるという意味において、 区内のお店や事業所も青少年支援の一端を担っていると考えられます。店舗の前を通る青少年へのちょっとした声がけは結果的に不審者から守ることにもつながります。インターンシップ受け入れは青少年が社会に出る前の貴重な体験です。また、初発型非行とされる万引きを発見した場合の対応など、お店・事業所が青少年に関わる機会は多いものです。お店・事業所も、地域を構成する一員として、青少年支援に力を入れていただきたいと考えます。



◇「文の京」を彩る大学

「文の京」文京区の特色として、区内には16の大学があり、多くの学生が昼間人口として、区内を往き来します。20歳前後の大学生も本計画の対象に含まれ、社会に出る直前のワンステップという支援が考えられますが、また一方で「地域の一員としての大学」という立場で、近隣に住む子どもたちに対する指導、育成、アドバイスができる年代でもあります。大学という組織としても、地域性を意識し、在籍する学生以外の青少年へのアプローチを考えていくことで、さらに「文の京」が誇る大学の数々となるでしょう。



4 行政のサポート

青少年の健全育成は、行政が呼びかけたところで、その効果には限界があります。この文京区という社会に住むひとりひとりが次代を担う青少年を思い、力を合わせていく必要があるからこそ、このプランは多くの青少年健全育成団体のメンバーによって検討されたのです。家庭・学校・地域など社会の連携の中には、もちろん行政も含



まれていますが、行政は「青少年健全育成」という観点からの家庭・学校・地域を サポートしていく責任があります。また、当然ながら青少年への直接アプローチも 行政内各部から積極的に行います。



① 文京区の地域性を活かした取り組み

大学が多く、企業が乱立するというよりは地場産業と住宅地で構成される文京区。比較的、安全で子育てに適した地域というブランドイメージを維持しつつ、ふるさと「文京」を子どもたちの心に訴える取り組みが欠かせません。良い環境ほど維持するのは大変だということも忘れてはなりません。

② 行政内青少年関係各部課間の連携を強化し、このプランを推進

行政内青少年関係各部課は、直接的間接的にさまざまな事業を展開しています。その横の連携を強化し、このプランの考えをもとに、個別事業を推進していく姿勢が求められています。



③ 青少年関係団体との協力を強化し、このプランを推進

また、このプランの特徴として、青少年関係団体とともに作り上げているものであることがあげられます。文京区全体を見渡す青少年健全育成施策として、行政だけにとどまらず、「行政だけ」、「単独の関係団体だけ」では不備な部分を補完しあう体制づくりが必要です。その意味で行政は、積極的に青少年関係団体と協力し、このプランを推進していく必要があります。

④ 青少年相談機関の連携強化、包括的な一次相談体制づくり

相談窓口は、現在も多種多様にわたり、提供されています。しかし、区役所に電話をかけてくる方の多くは、窓口のどこに相談してよいかわからず、"とりあえず"で電話をしてきます。また、相談内容もさまざまな問題が複雑にからみあって生じているケースがあり、内容を聞いていくうちに他の部署のほうが対応に適している場合など、結果的に「たらいまわし」となってしまうこともあります。そこで、包括的な一次相談の窓口を設置し、相談専門家が一通りの内容を聞いたうえで、それぞれに適した部署・関係機関への橋渡しを行うことが可能となるような、体制が望まれています。





⑤ 児童虐待、売買春、犯罪被害などから青少年を守る

文京区は、今日まで比較的安全な地域と言われていますが、今後も大きな事件が文京区では起こりえないとは言い切れません。また、社会全体の治安が、この10年のうちに格段に良くなるという見込みも少ないでしょう。青少年が犯罪に巻き込まれないようなまちづくり、青少年自身にも犯罪から身を守る力をつけることなど、行政は常に危機意識をもっている必要があります。積極的な事業展開とともに、正確で的確な情報を、必要な各所に提供・公開し、協力しあっていくことが必要です。

⑥ 基本的な施設の安全管理(物理的なもの)

本プランでは、青少年や保護者の意識改革とともに、自己責任のうえでの選択肢の幅を広げることを述べています。使用者は、管理者側の細かな規制やきまりの中で使用を制限されることなく、自らの責任をもって使用できるので、のびのびと使用できるメリットがあります。しかし、行政側としては、何もしないで青少年の責任、保護者の責任と、責任を押し付けるわけにはいきません。通常の使用方法での安全確保、危険を予測し情報の提供をするのは当然のことであり、常に万全の状態にしてあってこそ、自己責任を主張できます。新しい時代の行政として、使用者の自己責任を主張できるだけの、適切な安全管理を常に心がけている必要があります。



このプランの概要

くこのプランの策定目的>

現在、私たちが直面している青少年を取り巻く諸 問題に対し、一層の青少年健全育成を推進するため には、行政の施策のみでは到底対応できるものでは ありません。そのためには、青少年問題協議会を構



成する各種の青少年健全育成関係団体が、一致結束・連携して対応していくことが必要ですが、関係団体がそれぞれの特徴を活かした事業を計画、実施していくためには、共通認識された行動指針となるものが必要です。

そこで、文京区青少年問題協議会では、この行動指針となるべき「文京区青少年育成プラン」を策定するため、日頃から青少年健全育成事業に直接携わっている青少年関係団体の代表者により部会を構成し、このプラン策定のための検討を行ってきました。

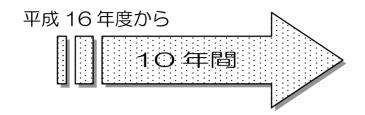
本プランは、文京区基本構想「『文の京』の明日を創る」の中の「若い世代の健やかな成長を促し、文の京の担い手を育てる」を策定の基本的考え方としています。検討部会では、文京区の次代を担う青少年の健全育成には、保護者や学校、行政、そして日頃から青少年に係わる活動を行っている団体に一定の責任があることはもとより、地域において共に暮らしているおとなたちにも、一定の責務があるという考えが根底に流れています。従って、本プランの内容には、区が行う施策に留まらず、青少年関係団体がその責任において実施する事業、さらには、青少年を取り巻くおとなたちのひとりひとりが、地域社会を構成する社会人としての自覚に基づいて、次代を担う青少年に対し、良い影響を与えうる行動についての指針にまで言及したものであります。

この考え方は、現在、文京区が検討を進めている区民憲章における基本的な考え方である「ガバナンス(協働・協治)」にも通じるものであり、文京区という地域社会における「青少年の健全育成」を実施していく幅広い主体に対する行動指針の策定を目的としたものです。

くこのプランの位置付け>

本プランは、「文の京」基本構想を念頭において、策定をしてきたものですが、その内容は、行政が策定する行動計画とは一線を画するものです。文京区も青少年問題協議会を構成する他の青少年関係団体と同じく一構成団体として、文京区の青少年を取り巻くすべてのおとなたちとともに、その責任において当面行うべき行動について明示したものです。従って、青少年問題協議会としては、これまで区が策定してきた様々な行政計画における青少年関係の項目についても、今後、各計画の改定に際し、その見直しを本プランに沿ったものとなるように、関係部課に働きかけていくものです。

くこのプランの期間と今後>



このプランは、平成16年度から10年間に取り組むべき内容を盛り込んだものとなっています。今後10年は、行政や関係団体において、本プランを基礎とし、個別具体的な施策や事業が展開されていきます。その状況は、青少年問題協議会で、文京区全体の取り組みとしてまとめていきます。

また、様々な立場の青少年健全育成団体の方により作り上げられたこのプランですが、 完全無欠なものではありません。プランの期間中も、さらに多くの区民や青少年のご意見 を受けて、より良い青少年の未来に向けて、文京区民が一丸となって行動していかなけれ ばならないと考えています。今後も予想される、急激な青少年をとりまく社会情勢の変化 により、必要に応じて、このプランもより良い方向へ改訂、見直しされていきます。

<言葉の用い方>

青少年・・・青少年という言葉は、年齢による一律の定義はありません。このプランで言う青少年は前に述べたとおりであり、このプラン内で、「青少年」という用語を使用している場合は、一般的にこの年代を示す時に使用します。また、年齢を限定したい場合は、日常用語として、幼児(3歳から就学前)、小学生、中学生、高校生等(16歳から18歳)、青年(19歳から25歳まで)と使用することに統一しました。また、社会通念上「子ども」という呼び方がふさわしいとする場合はおおむね3歳から18歳くらいまでを総称するものとしますが、「子ども」の年齢を明確に区分しているものではありません。

地 域・・・地域とは、身の回りの地域コミュニティを指します。また、「社会」とは、 一般的な概念としての社会を言い、家庭・学校・地域・行政すべてを含み ます。 **漆 族**…子どもたちを取り囲む"家族"という環境も多様化しています。このプランでは、ひとり親家庭や養育家庭、施設等で過ごす子どもたちがいることは、当然のこととしてとらえ、特別扱いをせずに考えています。子どもたちの周囲にいる人たちは、血縁関係のみに限定するものではなく、地域の人であっても、施設の職員であっても、広い意味で「家族」ととらえています。

